

鈴鹿市告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道の供用を開始し、及び告示する。

なお、当該告示の日を供用開始の期日とする。

また、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年1月28日

鈴鹿市長　末松則子

路線名	起点	主要な経過地	延長(m)
	終点		幅員(m)
安塚393号線	安塚町字兼垣外	飯野寺家町	418.0
	神戸寺家町字須田		6.0～18.2